

経常費補助金不交付決定についての組合の見解を公表

1月26日、日本私立学校振興・共済事業団は、「学校経営に関わる刑事事件で役員が逮捕・起訴されたこと」及び「学校法人としてガバナンスが十分に機能しておらず、管理運営に適正を欠いていたこと」を理由として、日本大学に対する私立大学等経常費補助金の全額（90億円）の不交付を決定しました。この不交付決定により、大学財政ひっ迫という理由を持ち出して、法人側が労働条件、教育研究条件の切り下げを提示してくる可能性が心配されるところです。しかし、今回の補助金不交付について、一般教職員には一切責任はありません。今回の不祥事の責任は逮捕された元理事長、元理事や、善管注意義務を怠った一部の法人役員にあることは大学側も認めています。したがって、組合は、補助金不交付を労働条件や教育研究条件の切り下げ理由とすることは不当であるとの立場に立ち、以下の通り見解を公表しました。

2022年3月10日

日本大学教職員組合

私立大学等経常費補助金の不交付への対応に関する組合の見解

はじめに

本年1月26日、日本私立学校振興・共済事業団は、「学校経営に関わる刑事事件で役員が逮捕・起訴されたこと」及び「学校法人としてガバナンスが十分に機能しておらず、管理運営に適正を欠いていたこと」により、日本大学に対し、私立大学等経常費補助金の全額（90億円）不交付を決定した。

これに対して日本大学の現執行部は、「学校法人日本大学」名にて本年1月26日付で「今回の事案を理由とした学費の値上げは一切行わず、学生・生徒、保護者の皆様に影響が及ぶことのないよう対応してまいります」と表明した（日本大学 HP <http://www.nihon-u.ac.jp/information/2022/01/13076/> 2022年1月27日閲覧）。

また、2月4日開催の理事会において、「減額措置の影響により学部等での教育研究活動に支障を生じさせないように」、減額措置に係る学部等の減収額に対しては法人の保有資金をもって充当することが決定された。

補助金不交付が、学生・生徒、保護者に影響を及ぼさないようにすることや、教育研究活動に支障を生じさせないようにすることは、当然の対応と言うべきことであるが、その一方で、人事、給与、研究費等については、現在に至るまで何ら明確な方針を示していないし、「支障を生じさせない」とは具体的にどのようなことなのか明示されていない。このことは、補助金不交付を理由とした労働条件の不利益変更（昇格の凍結、給与切り下げ、非常勤教職員の削減、任期制教職員の更新拒否やそれに起因する専任教職員の負担増など）の可能性を排除していないことを意味しており、「財政的理由」（これ自体は後述する通り合理的な根拠を欠いている）により労働条件の改悪を重ねて来た学校法人日本大学（以下、法人）の従来の姿勢をふまれば、十分注意を要するものとなっている。また、たとえ学費の値上げを行わなかったとしても、教員の負担増や教育経費の切り下げがなされるならば、それは実質的に学費を値上げしたに等しい。

日本大学教職員組合（以下、組合）は、私立大学等経常費補助金不交付を理由とする一般教職員の労働条件改悪や非常勤教職員の減員などに断乎反対し法人との団体交渉を求めているところであるが、法人は未だに団体交渉に応じていない。この点も前提として、組合の現時点での見解を以下の通り表明し、教職員および関係各位に対して組合への理解と協力を願う次第である。

1. 私立大学等経常費補助金不交付決定の理由は研究・教育とは無関係

補助金全額不交付であっても、今回の不交付は一般教職員による通常の研究・教育に関する業務に起因するのではなく、まさに「学校法人としてガバナンスが十分に機能しておらず、管理運営に適正を欠いていたこと」によるのであるから、その影響のしわ寄せが現場の教職員に及ぶのはそもそも不合理、理不尽である。しかも、後述「2.」で述べるように、本学の財政状況は、教職員への年来の負担増や待遇改悪により「盤石」（前理事長田中英壽被告の常套文句）の状況である。

したがって、補助金全額不交付や、今回の不祥事に起因する収入減が発生した場合の財政的対応について、教職員の労働条件や教育研究条件に悪影響をもたらすことは不合理、理不尽であり、一切認めることはできない。

2. 本学の財政状況

（1）本学財政は2019年度以降毎年約100億円以上の「黒字」

「事業活動収支計算書の結論にあたるのが事業活動収支差額、つまり利益」（野中郁江『私立大学の財政分析ハンドブック』大月書店、2020年、40頁）である。これは当該年度の全ての収入から、当該年度の全ての支出を引いた額である（同上書）。以下、この「利益」を「黒字」と呼称する。

この「事業活動収支差額」は、事業活動収支計算書上の「基本金組入前当年度収支差額」と同額となる。これが本学における単年度の黒字額を示すということになる（以下の各種本学財務データは、本学HPの「情報公開」ページで公開されている財務資料に依拠している）。

「財務状況の推移（平成28年度～令和2年度）」（2頁）の「事業活動収支決算の推移」によると、「基本金組入前当年度収支差額」は、2016（平成28）年度約62億円、2017年度約68億円、2018年度約40億円、2019年度約123億円、2020年度約170億円で、2021年度は「令和3年度予算について」（7頁）によると約106億円が見込まれていた。しかも、この106億円は事業活動支出として使途が未定である予備費10億円が差し引かれた金額である（同7頁）。

つまり、2019年度以降、毎年100億円以上の黒字が出ている（あるいは黒字予算が組まれている）のである。これが、再雇用制度の廃止、大学のカリキュラム改悪による非常勤講師削減、高校教員の待遇改悪（部活動の顧問手当など）、事務職員の採用抑制（一部部局での慢性的な超過勤務状態を生じさせている）等の「効果」であることはいままでもない。

さらに、基本金の推移をみると、法人が多くの金額を設備拡張に充ててきたことがわかる。基本金は、次のように4種類に分かれる。第1号基本金は、自己資金で「取得した固定資産の価額」、第2号基本金は、「将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額」、第3号基本金は、「基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額」（研究基金や奨学基金など）、第4号基本金は、「恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額」（1ヵ月分の経常的な支払額）である。従って、第1号と第2号の基本金が増加するということは、「箱もの」すなわち設備の拡張をしたこと、あるいは設備拡張を計画したことを意味する。2020年度において第1号は約8,200億円、第2号は33億円

と、第 1 号が大部分を占めており、前年度と比べてそれぞれ約 107 億円、4 億円増加しており、あわせて 111 億円増えている。つまり、少子化にもかかわらず、設備拡張などを重視した拡大路線をとってきた。

(2) 私立大学等経常費補助金不交付による労働条件の切り下げなどは必要ない状況

毎年の決算書を見ると、この黒字額により純資産が積み増されている。「2020 年度（令和 2 年度）決算書」（16 頁）の貸借対照表の「純資産の部」によれば、「純資産」は前述のように黒字のため前年度から約 170 億円増えて約 6,174 億円となっている。また前述のように「令和 3 年度予算について」（7 頁）では、約 106 億円の黒字予算を組んでおり、純資産をさらに積み増す予定となっていた。従って、同予算上では、補助金 90 億円が不交付でも 16 億円～26 億円の黒字となる可能性がある。

入学者の急減などで入試関係の収入減が生じなければ、赤字に陥る可能性は少ないといえる。そのようなことにならないためにも、本学が事態を糾明し抜本的なガバナンス改革を実施するとともに、それが適切に機能するようにしなければならない。そして、組合も含む利害関係者や社会にそのことを十分に説明して信頼の回復に努めなければならない。

但し、仮に収入減に陥った場合には、不要不急の新規事業を停止し、海外資産も含めた過剰設備の整理・見直しにより補助金不交付の影響を吸収することも有り得るだろう。もっとも法人は、2021 年度で流動資産として現金預金を約 370 億円、有価証券を約 5 億円保有している。また固定資産として有価証券や預金などで運用している「特定資産」から第 3 号基本金引当特定資産や退職給与引当特定資産を除いた金額で 1,355 億円を保有している。両者を合計した最も狭く捉えた自由に使用できる金融資産は、約 1,730 億円にも上る。その他、貸付金なども保有しており、さらに資産として計上されていない有価証券の含み益も約 9 億円ある。これに対して、補助金の不交付・減額の 5 年間の累計額は 315 億円である。

なお、前述のように、黒字が教職員の負担増という「効果」によって生み出されたものである以上、その蓄積は、本来、教育活動支出として教職員や学生に配分すべきものであった。しかるに、私立大学等経常費補助金の全額不交付は、「学校経営に関わる刑事事件で役員が逮捕・起訴されたこと」及び「学校法人としてガバナンスが十分に機能しておらず、管理運営に適正を欠いていたこと」を理由とするものであるから、その責任は、逮捕・起訴された本人及びガバナンス不全を見過ごしてきた法人役員らにある。したがって、本来であれば、不交付によって法人が被る損失の相当部分は、法人が補填すべきものではなく、逮捕・起訴された本人及びガバナンス不全を見過ごしてきた人物らが補填すべきものである。ましてや何の責任もない教職員に対する労働条件などの切り下げなどで補填することは許されない。やむなく法人の資産などで補填するとしても、法人の文科省に対する回答において、「田中氏、井ノ口氏及びその他の善管注意義務違反等が認められる理事又は監事に対しては、損害賠償請求をする方針を決定」していることに鑑みれば、私立大学等経常費補助金の不交付額のうち、こうした人物の責任に帰すべき相当額についても、「田中氏、井ノ口氏及びその他の善管注意義務違反等が認められる理事又は監事」に対して損害賠償請求すべきものである。

おわりに

上述のように、組合は、補助金不交付や一連の不祥事で収入減が生じた場合に、それを理由とした一般教職員の労働条件の改悪（含、非常勤教職員の減員）には一切応じる必要はなく、「田中氏、井ノ口氏及

びその他の善管注意義務違反等が認められる理事又は監事」に対する損害賠償請求の対象に私立大学等
経常費補助金不交付額のうち相当額も含めるべきである、との見解をもっており、今後は、この確約を
理事長に強く要求すると共に、補助金交付額をできるだけ早く全額に戻すために、本学がまちがいなく
抜本的な改革を実行するよう、監視、督励していく活動を継続していく。

以上